

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目次

◇告示 生活保護法による医療機関の指定

土地改良事業計画の適否の決定(四件)

特用樹母樹林の指定

開発行為に関する工事の完了(三件)

都市計画事業の認可(三件)

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿についての異議の決定及び当該選挙において選挙すべき委員の数

建築基準法による道路の位置の指定

◇公安規則 銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間を定める規則の一部を改正する規則

◇教委告示 鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

告示

鳥取県告示第千二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
坂根齒科医院	米子市皆生二八八九番地	昭和五十五年十一月五日

鳥取県告示第千二十三号

昭和五十五年八月三十日付けで日野町から申請のあった土地改良(黒坂地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十四号

昭和五十五年八月三十日付けで日野町から申請のあつた土地改良(本郷地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十五号

昭和五十五年九月二十九日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(草池地区農業用排水)事業計画について、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十六号

昭和五十五年九月二十九日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(日吉津地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十七号

特用樹母樹林を指定したので、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定番号	指定年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者の住所及び氏名
一	昭和五十五年十一月十四日	クヌギ	東伯郡三朝町大字大谷四〇番地	一〇〇本	一〇〇〇ヘクター	東伯郡三朝町大字大谷四〇番地 入澤 大喜雄
		〇	大字大谷字若杉一七八の七		ル	東伯郡三朝町大字大谷三六二番地 澤井 秋吉
						東伯郡三朝町大字大谷九番屋敷 入澤 林太郎

鳥取県告示第千二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年六月四日 鳥取県指令受米土維第五百六十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市中島字井手中江

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木一―一―一

本城建材商事株式会社

代表取締役 本 城 貫 治

鳥取県告示第千二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年六月六日 鳥取県指令受米土維第五百号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市陰田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市陰田町七七五番地

山 中 治

鳥取県告示第千三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年八月二十二日 鳥取県指令受都計第二百二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市竹内町字小磯塚

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市佐斐神町七―四

藤 本 成

鳥取県告示第千三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・二十八号相生第二公園

三 事業施行期間

昭和五十五年十一月十四日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市相生町三丁目地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第千三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・五十号青葉公園

三 事業施行期間

昭和五十五年十一月十四日から昭和五十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市青葉町三丁目地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第千三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画緑地事業 第三号吉方中央緑地

三 事業施行期間

昭和五十五年十一月十四日から昭和六十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市吉方温泉三丁目地内

使用の部分 なし

鳥取県告示第千三十四号

昭和五十五年十二月七日執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿についてのすべての異議について決定をし、及び当該選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第十二条第一項及び第四項の規定により公告する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 宅地の所有者が選挙すべき委員の数

六人

二 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数

二人

鳥取県告示第千三十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十五年十一月十四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 岩美郡岩美町大字陸上 一〇二二 中島 邦 明	道路の位置の指定場所 岩美郡岩美町大字陸上 字谷口二一六七一の一 一部、一一七八一の一 一部、一一七八一の一 一部、一一七九一の一 一部、一一七九一の一 一部及び一一七九一五 の一部並びに一一七八 一―地先水路	道路の幅員及び延長 幅員 六・〇〇メートル 一八・五〇メートル 延長 一〇五・五〇メートル
--	--	--

公安委員会規則

銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第七号

銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間を定める規則の一部を改正する規則

銃砲又は刀剣類の所持の許可の期間を定める規則(昭和五十三年十一月鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

題名中「期間」を「期間等」に改める。

第一条中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(射撃教習を受ける資格の認定証の有効期間)

第三条 法第九条の五第二項の規定による認定証の有効期間は、三月とする。

附 則

この規則は、昭和五十五年十一月二十一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

昭和五十六年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項により実施する。

昭和五十五年十一月十四日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

昭和五十六年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

一 募集園児数 約九十人

二 応募資格

昭和五十一年四月二日から昭和五十二年四月一日までに出生した幼児で、集団生活に適応できるもの

三 応募期間及び受付時間

1 応募期間 昭和五十五年十一月二十七日(木)及び同月二十八日(金)

2 受付時間 十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、応募期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久松幼稚園」という。)に提出しなければならない。

2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。

五 入園志願書の交付

1 交付の期間及び時間

(一) 交付期間 昭和五十五年十一月十七日(月)から同月二十二日(土)まで

(二) 交付時間 八時三十分から十六時(土曜日は十二時)まで

2 交付場所 県立久松幼稚園

六 入園許可の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を

決定する。

七 抽選の期日等

1 期 日 昭和五十五年七月五日(金) 九時

2 場 所 県立久松幼稚園

3 抽選方法 受付番号票と引き換えに、入園志願者が受付番号順に行う。

八 入園許可の発表

昭和五十五年十二月五日(金) 十五時に県立久松幼稚園に掲示する。

九 注意事項

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園(電話鳥取二二局三二五二番)に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】